

## 日本赤十字看護大学大学院学則

制定 平成18年4月1日  
最終改定 平成31年4月1日

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 課程及び組織（第4条－第6条）
- 第3章 教員（第7条）
- 第4章 研究科委員会（第8条－第10条）
- 第5章 学年、学期、休業日及び授業期間（第11条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第12条）
- 第7章 入学、再入学、転入学及び転専攻（第13条－第15条）
- 第8章 退学、転学、休学、復学及び留学（第16条－第17条）
- 第9章 教育課程及び授業科目（第18条－第26条）
- 第10章 課程修了及び学位（第27条－第32条）
- 第11章 授業料等（第33条－第34条）
- 第12章 図書館・保健施設等（第35条）
- 第13章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生（第36条）
- 第14章 賞罰（第37条）
- 第15章 大学開放等（第38条）
- 第16章 学則の準用及び改正等（第39条－第41条）

### 附則

## 日本赤十字看護大学大学院学則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

#### (自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

#### (情報の積極的な提供)

第3条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

### 第2章 課程及び組織

#### (課程の種類及び研究科の名称等)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

看護学研究科 看護学専攻  
国際保健助産学専攻  
共同災害看護学専攻

2 本大学院に、博士課程を置く。

3 看護学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、国際保健助産学専攻は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）に区分し、共同災害看護学専攻の博士課程は一貫制博士課程に区分する。

4 看護学研究科における収容定員は、次のとおりとする。

修士課程看護学専攻	入学定員	30名
国際保健助産学専攻	入学定員	15名
	収容定員	90名
博士後期課程看護学専攻	入学定員	8名
	収容定員	24名
博士課程共同災害看護学専攻	入学定員	2名
		(10名)
	収容定員	10名
		(50名)

括弧内の数字は、共同大学院構成大学全体の入学定員及び収容定員を示す。

#### (課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。

第6条 博士後期課程は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的

な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条の2 博士課程共同災害看護学専攻は、豊かなそして高度な看護学専門知識を培い、学際的・国際的な見識に基づいた研究を発展させ、特に災害看護学に関してその深奥を極め、人間の安全保障の進展に寄与することを目的とする。

### 第3章 教員

(教員)

第7条 本大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

### 第4章 研究科委員会

(看護学研究科委員会)

第8条 本大学院に看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第8条の2 研究科委員会は、学長、研究科教授をもって構成する。

2 研究科委員会構成員に研究科准教授・講師を加えることができる。ただし、教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の教育研究業績の審査等に関する事項は除く。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

(事務)

第10条 本大学院に関する事務は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

### 第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び授業期間)

第11条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本学学則の規定を準用する。

### 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第12条 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年数は4年を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育研究を行い、修了することを希望する旨の申し出があった場合には、教育研究上支障のない限り、その計画的な履修を認めることができる。

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年数は6年を限度とする。

4 博士課程共同災害看護学専攻の標準修業年限は5年とする。ただし、在学年数は10年を限度とする。

### 第7章 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学ができる者)

第14条 修士課程及び博士課程共同災害看護学専攻に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位

- 
- 置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可）

第15条 本大学院の入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可については、本学学則の規定を準用する。

（転専攻）

第15条の2 本大学院の学生で、他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、学長は、審査のうえ、研究科委員会の意見を聴いて、相当年次に転専攻を許可することができる。

## 第8章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学、転学、休学、復学及び留学）

第16条 本大学院の退学、転学、休学、復学及び留学については、本学学則の規定を準用する。

2 ただし、休学の期間は、修士課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年、博士課程共同災害看護学専攻では通算して5年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会等の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第12条に規定する修業年限及び在学期間を超えた者
- (3) 第12条第2項に規定する履修計画を達成できない者
- (4) 休学期間（本学学則第23条第3項を準用）を超えてなお復学できない者
- (5) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

## 第9章 教育課程及び授業科目

（教育方法、授業科目及び履修方法）

---

第18条 本大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実習、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究指導に関する細則は、別に定める。

（授業科目）

第19条 修士課程の教育課程は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程の教育課程は、別表第2のとおりとする。

3 博士課程共同災害看護学専攻の教育課程は、別表第3のとおりとする。

（単位の計算基準）

第20条 履修単位の計算基準、試験、成績評価については、本学学則の規定を準用する。

（研究指導）

第21条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

（学科開設科目の履修）

第22条 担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

（履修科目届）

第23条 学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所定の期間内に研究科長に届け出るものとする。

（他大学院における研究指導）

第24条 学長は、教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第25条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目の修得単位については、学長は10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第25条の2 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第26条 学長は本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（教育内容の改善のための組織的な研修等）

第26条の2 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第10章 課程修了及び学位

（単位修得の認定）

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとし、学長

は、研究科委員会の意見を聴いて、決定する。ただし、急病、その他の正当な事由があつて、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

- 2 各授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、DとしてC以上を合格とし、Dを不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

(課程修了の認定)

第28条 修士課程修了の認定を受けようとする者は、当該課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程修了の認定を受けようとする者は、当該課程に3年以上在学し、所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 博士課程共同災害看護学専攻修了の認定を受けようとする者は、当該課程に5年以上在学し、所定の科目について50単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に4年以上在学すれば足りるものとする。

(資格の取得)

第28条の2 修士課程国際保健助産学専攻において取得することができる資格は、助産師国家試験受験資格とする。

- 2 前項の助産師国家試験受験資格取得を希望する者は、第28条第1項の規定によるほか、助産学分野に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(論文等の審査及び最終試験)

第29条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

(合否の決定及び課程修了の認定)

第30条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が行う。

第31条 学長は、前条の研究科委員会の意見を聴いて、課程修了を決定する。

(学位)

第32条 修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

- 3 博士課程共同災害看護学専攻を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

## 第11章 授業料等

(授業料等の納付)

第33条 学生は第34条に規定する授業料等を納付しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料等の納付金額および期限は別に定める。

(授業料等の徴収方法等)

第33条の2 授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

(退学、転学、停学又は除籍の者の授業料等)

第33条の3 退学、転学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

(休学者、留学者の授業料等)

第33条の4 前期又は後期中途中で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

2 休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに5万円を納付しなければならない。

3 前期又は後期中途中で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

(授業料等納付金の不還付)

第33条の5 既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、特例については別に定める。

(授業料等の種類、納付金額及び期限)

第34条 修士課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第4のとおりとする。

2 博士後期課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第5のとおりとする。

3 博士課程共同災害看護学専攻における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第6のとおりとする。

## 第12章 図書館・保健施設等

(図書館・保健施設等)

第35条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

2 本大学院に学生研究室（以下、「院生研究室」）を設ける。

3 院生研究室に関する細則は別に定める。

## 第13章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生等)

第36条 本大学院における研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生の入学等の許可については、本学学則の規定を準用する。

## 第14章 賞罰

(表彰等)

第37条 本大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

## 第15章 大学開放等

(公開講座等)

第38条 本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

## 第16章 学則の準用及び改正等

(学則等の準用)

第39条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学則の改正)

第40条 この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

(施行細則)

第41条 この学則実施に必要な細則は、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて定める。

## 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条の4の第2項の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条第3項、別表第1、別表第2の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（平成28年9月 日赤学第277号）

この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月 日赤学第352号）

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月 日赤学第535号）

- 1 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第1 教育課程 (第19条第1項関係)

専攻	学科	授業科目	単位数	備考	専攻	学科	授業科目	単位数	備考
看護学	基礎看護学	基礎看護学特講 I	2		看護学	精神保健看護学	精神保健看護学特別研究 I	2	
		基礎看護学特講 II	2				精神保健看護学特別研究 II	2	
		基礎看護学特講 III	2				精神保健看護学特別研究 III	2	
		基礎看護学特講 IV	2				精神保健看護学実習 I	1	
		基礎看護学特別研究 I	2				精神保健看護学実習 II	2	
		基礎看護学特別研究 II	2				精神保健看護学実習 III	4	
		基礎看護学特別研究 III	2				精神保健看護学実習 IV	2	
		基礎看護学実習 I	3				精神保健看護学実習 V	1	
		基礎看護学実習 II	3						
	がん看護学	がん看護学特講 I	2			地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講 I	2	
		がん看護学特講 II	2				地域・在宅看護学特講 II	2	
		がん看護学特講 III	2				地域・在宅看護学特講 III	2	
		がん看護学特講 IV	2				地域・在宅看護学特講 IV	2	
		がん看護学特講 V	2				地域・在宅看護学特講 V	2	
		がん看護学演習 I	2				地域・在宅看護学演習 I	2	
		がん看護学演習 II	2				地域・在宅看護学演習 II	2	
		がん看護学特別研究 I	2				地域・在宅看護学演習 III	2	
		がん看護学特別研究 II	2				地域・在宅看護学演習 IV	2	
		がん看護学特別研究 III	2				地域・在宅看護学特別研究 I	2	
		がん看護学実習 I	4				地域・在宅看護学特別研究 II	2	
		がん看護学実習 II	2				地域・在宅看護学特別研究 III	2	
		がん看護学実習 III	4				地域・在宅看護学実習 I	3	
							地域・在宅看護学実習 II	3	
							地域・在宅看護学実習 III	4	
	小児看護学	小児看護学特講 I	2			看護教育学	看護教育学特講 I	2	
		小児看護学特講 II	2				看護教育学特講 II	2	
		小児看護学特講 III	2				看護教育学特講 III	2	
		小児看護学特講 IV	2				看護教育学特講 IV	2	
		小児看護学演習 I	2				看護教育学特講 V	2	
		小児看護学演習 II	2				看護教育学特講 VI	2	
		小児看護学演習 III	2				看護教育学演習	2	
		小児看護学特別研究 I	2				看護教育学特別研究 I	2	
		小児看護学特別研究 II	2				看護教育学特別研究 II	2	
		小児看護学特別研究 III	2				看護教育学特別研究 III	2	
		小児看護学実習 I	2				看護教育学実習 I	3	
		小児看護学実習 II	4				看護教育学実習 II	3	
	小児看護学実習 III	4							
	成人看護学	成人看護学特講 I	2			看護管理学	看護管理学特講 I	2	
		成人看護学特講 II	2				看護管理学特講 II	2	
		成人看護学演習 I	2				看護管理学特講 III	2	
		成人看護学演習 II	2				看護管理学特講 IV	2	
		クリティカルケア看護学特講 I	2				医療経済学	2	
クリティカルケア看護学特講 II		2		病院管理論	2				
クリティカルケア看護学特講 III		2		看護管理学演習	2				
クリティカルケア看護学特講 IV		2		看護管理学特別研究 I	2				
クリティカルケア看護学特講 V		2		看護管理学特別研究 II	2				
クリティカルケア看護学演習 I		2		看護管理学特別研究 III	2				
クリティカルケア看護学演習 II		2		看護管理学実習 I	3				
クリティカルケア看護学演習 III		2		看護管理学実習 II	3				
クリティカルケア看護学特別研究 I		2							
クリティカルケア看護学特別研究 II		2		国際・災害看護学	国際看護学特講 I	2			
クリティカルケア看護学特別研究 III		2			国際看護学特講 II	2			
クリティカルケア看護学実習 I		2			国際看護学特講 III	2			
クリティカルケア看護学実習 II		5			国際看護学特講 IV	2			
クリティカルケア看護学実習 III		3			災害看護学特講 I	2			
慢性看護学特講 I		2			災害看護学特講 II	2			
慢性看護学特講 II		2			災害看護学特講 III	2			
慢性看護学特講 III		2			災害看護学特講 IV	2			
慢性看護学特講 IV		2			災害看護学特講 V	2			
慢性看護学特講 V		2			国際・災害看護学演習 I	2			
慢性看護学演習 I		2			国際・災害看護学演習 II	2			
慢性看護学演習 II	2		国際・災害看護学特別研究 I		2				
慢性看護学特別研究 I	2		国際・災害看護学特別研究 II	2					
慢性看護学特別研究 II	2		国際・災害看護学特別研究 III	2					
慢性看護学特別研究 III	2		国際・災害看護学実習 I	3					
慢性看護学実習 I	2		国際・災害看護学実習 II	3					
慢性看護学実習 II	4		国際・災害看護学実習 III	4					
慢性看護学実習 III	4								
老年看護学	老年看護学特講 I	2		共通	英語講読 I	1			
	老年看護学特講 II	2			英語講読 II	1			
	老年看護学特講 III	2			人間総合講座	2			
	老年看護学特講 IV	2			看護科学特講	2			
	老年看護学演習 I	2			情報科学特講	2			
	老年看護学演習 II	2			赤十字概論 II (国際人道法合)	2			
	老年看護学演習 III	2			教育学概論	2			
	老年看護学特別研究 I	2			学習心理学	2			
	老年看護学特別研究 II	2			学生理解	2			
	老年看護学特別研究 III	2			医療と法	2			
	老年看護学実習 I	5							
	老年看護学実習 II	5			看護教育論	2			
					看護管理論	2			
					看護理論	2			
					看護研究	2			
			コンサルテーション論	2					
			看護倫理	2					
			看護政策論	2					
精神保健看護学	精神保健看護学特講 I	2		共通 B	フィジカルアセスメント	2			
	精神保健看護学特講 II	2			病態生理学	2			
	精神保健看護学特講 III	2			臨床薬理学	2			
	精神保健看護学特講 IV	2							
	精神保健看護学演習 I	2							
精神保健看護学演習 II	2								
精神保健看護学演習 III	1								
精神保健看護学演習 IV	1								
合計							372		

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
国際保健助産学	ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論	2	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション研究論	2	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション活動論	2	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅰ	2	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅱ	2	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅰ	3	
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅱ	3	
	国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	
		国際保健助産論Ⅱ	2	
		国際保健助産論Ⅲ	2	
		国際保健助産演習Ⅰ	1	
		国際保健助産演習Ⅱ	1	
		国際保健助産実習	3	
		リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ	2	
		リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅱ	2	
		リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅰ	3	
	リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅱ	3		
	共通科目	赤十字概論Ⅱ（国際人道法含）	2	
		看護研究特講	2	
		人間総合講座	2	
		発達と家族の理論	2	
		看護理論	2	
		看護政策論	2	
		コンサルテーション論	2	
	助産学分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	
		基礎助産学特講Ⅱ	2	
		基礎助産学特講Ⅲ	2	
実践助産学演習Ⅰ		2		
実践助産学演習Ⅱ		2		
実践助産学演習Ⅲ		2		
実践助産学演習Ⅳ		2		
応用助産学特講Ⅰ		1		
応用助産学特講Ⅱ		2		
助産学実習Ⅰ		2		
助産学実習Ⅱ		2		
助産学実習Ⅲ		3		
助産学実習Ⅳ		2		
助産学実習Ⅴ	2			
合 計			79	

別表第2 教育課程（第19条第2項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	
看護学	看護学基礎	基礎看護学特論	2		
		基礎看護学特別研究	6		
	応用看護学	母性看護学	母性看護学特論	2	
			母性看護学特別研究	6	
		小児看護学	小児看護学特論	2	
			小児看護学特別研究	6	
		成人看護学	成人看護学特論	2	
			成人看護学特別研究	6	
		老年看護学	老年看護学特論	2	
			老年看護学特別研究	6	
		精神保健看護学	精神保健看護学特論	2	
			精神保健看護学特別研究	6	
		地域看護学	地域看護学特論	2	
			地域看護学特別研究	6	
		国際・災害看護学	国際・災害看護学特論	2	
			国際・災害看護学特別研究	6	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	看護管理教育	看護教育学特論	2	
		看護教育学特別研究	6	
		看護管理学特論	2	
		看護管理学特別研究	6	
	共通	看護科学特論Ⅰ	1	
		看護科学特論Ⅱ	1	
		看護科学特論Ⅲ	1	
		看護研究特論Ⅰ	1	
		看護研究特論Ⅱ	1	
		看護研究特論Ⅲ	1	
		看護研究特論Ⅳ	1	
看護研究特論Ⅴ	1			
看護研究特論Ⅵ	1			
研究計画書セミナー	1			
合計			90	

別表第3 教育課程(第19条第3項関係)

科目区分	授業科目の名称	単位数		開設大学
		必修	選択	
災害看護学の基盤を支える科目群	看護研究		2	東京医科歯科大学
	理論看護学		1	千葉大学
	危機管理論		1	兵庫県立大学
	環境防災学Ⅰ		1	高知県立大学
	環境防災学Ⅱ		1	千葉大学
	グローバルヘルス		1	東京医科歯科大学
	災害法制度と政策論		1	東京医科歯科大学
	専門職連携実践論		1	千葉大学
	災害時専門職連携演習(災害IP演習)		1	千葉大学
	災害医療学		2	日本赤十字看護大学
	災害心理学		1	兵庫県立大学
	災害と文化		1	千葉大学
	災害社会福祉学		1	高知県立大学
	Professional writing		1	高知県立大学
Proposal writing		1	東京医科歯科大学	
Program writing		1	兵庫県立大学	
災害看護学の専門科目群	災害看護学総論		2	兵庫県立大学
	災害看護活動論Ⅰ(急性期)		2	東京医科歯科大学
	災害看護活動論Ⅱ(亜急性期)		2	日本赤十字看護大学
	災害看護活動論Ⅲ(復旧・復興)		2	千葉大学
	災害看護活動論Ⅳ(備え)		2	高知県立大学
	災害看護グローバルコーディネーション論		2	日本赤十字看護大学
	災害看護リーダーシップ・管理論		2	高知県立大学
	災害看護倫理		1	兵庫県立大学
	災害看護理論構築		2	兵庫県立大学
	インターンシップⅠ		5	5大学(共同指導)
インターンシップⅡ		5	5大学(共同指導)	
インデペンデント学修科目群	災害看護ゼミナールA		2	高知県立大学
	災害看護ゼミナールB		2	兵庫県立大学
	災害看護ゼミナールC		2	東京医科歯科大学
	災害看護ゼミナールD		2	千葉大学
	災害看護ゼミナールE		2	日本赤十字看護大学
	インデペンデントスタディⅠ		1	高知県立大学 兵庫県立大学 東京医科歯科大学 千葉大学 日本赤十字看護大学
	インデペンデントスタディⅡ		1	
	インデペンデントスタディⅢ		1	
	インデペンデントスタディⅣ		1	
	インデペンデントスタディⅤ		1	
研究災害看護学 支援科目群	災害看護研究ゼミナール		5	5大学(共同指導)
	実践課題研究	5		5大学(共同指導)
	災害看護研究デベロップメント	5		5大学(共同指導)
	博士論文	5		5大学(共同指導)
合計		15	65	

別表第4 授業料等の種類、納付金額及び期限(第34条第1項関係)

種 類	金 額	期 限 等
入 学 金	400,000円	入学合格時
授 業 料	1,200,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
実 験 実 習 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
維 持 運 営 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
入 学 検 定 料	40,000円	入学願書提出時

種 類	金 額	期 限 等
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中

計画的履修(長期履修学生)

種 類	金 額	期 限 等
入 学 金	400,000円	入学合格時
授 業 料	830,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
実 験 実 習 費	100,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
維 持 運 営 費	100,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
入 学 検 定 料	40,000円	入学願書提出時

種 類	金 額	期 限 等
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中

別表第5 授業料等の種類、納付金額及び期限(第34条第2項関係)

種 類	金 額	期 限 等
入 学 金	400,000円	入学合格時
授 業 料	1,200,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
実 験 実 習 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
維 持 運 営 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
入 学 検 定 料	40,000円	入学願書提出時

種 類	金 額	期 限 等
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中

別表第6 授業料等の種類、納付金額及び期限(第34条第3項関係)

種 類	金 額	期 限 等
入 学 金	400,000円	入学合格時
授 業 料	1,200,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
実 験 実 習 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
維 持 運 営 費	150,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中
入 学 検 定 料	40,000円	入学願書提出時

種 類	金 額	期 限 等
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額 前期 4月中 後期 10月中